

## ナゴヤあいサポート事業実施要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、全ての人が意識のバリアフリー行動を実践し、障害の有無にかかわらず、互いに人格及び個性を尊重し支え合いながら暮らすことのできる社会を目指すナゴヤあいサポート事業（以下「事業」という。）の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

### (実施主体)

第2条 事業の実施主体は、名古屋市とする。ただし、事業の一部又は全部を適切な事業運営が確保できると認められる法人その他の団体に委託できるものとする。

### (定義)

第3条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるものとする。

- (1) あいサポート運動 市民等が、多様な障害の特性の理解に努め、障害のある者に温かく接するとともに、障害のある者が困っているときに「ちょっとした手助け」を行うことにより共生社会を目指す運動をいう。
- (2) 意識のバリアフリー行動 周囲からの心ない言葉、偏見や差別、無関心など、障害者に対する意識上のバリアをなくすため、誰もが障害及び障害者に関する理解を深め、バリアを感じている人の身になって考え、必要な行動を起こすことをいう。
- (3) あいサポーター あいサポート運動を実践するため、市長からあいサポートバッジの交付を受けた者をいう。
- (4) あいサポートキッズ あいサポート運動の趣旨を理解し、行動するため、市長からあいサポートストラップの交付を受けた児童・生徒をいう。
- (5) あいサポートバッジ あいサポート運動を象徴するバッジであって、あいサポート運動にかかる協定を締結している鳥取県が定める形状のものをいう。
- (6) あいサポートストラップ あいサポート運動を象徴するストラップであって、あいサポート運動にかかる協定を締結している鳥取県が定める形状のものをいう。
- (7) あいサポート企業等 ナゴヤあいサポート事業に取り組むものとして市長が認定した企業又は団体（企業以外の法人並びに団体のうち規約及び代表者を定めたものをいう。）をいう。
- (8) あいサポートステッカー あいサポート企業等に配布するステッカーであって、あいサポート運動にかかる協定を締結している鳥取県が定める形状のものをいう。

### (対象者)

第4条 事業の対象者は、原則として、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 市内に在住、在勤、在学の者
- (2) 市内に事業所等を有する企業又は団体

### (人員配置)

第5条 第2条ただし書の規定に基づき、事業の委託を受けた団体（以下「受託者」という。）は、事業を適切に実施するために必要な職員を配置するものとする。

(事業内容)

第6条 事業内容は、次に掲げるものとする。

- (1) あいサポーター養成研修の実施
- (2) あいサポートバッジ、あいサポートストラップの交付
- (3) あいサポート企業等の認定
- (4) ステップアップ研修の実施
- (5) 広報啓発事業の実施
- (6) その他事業の実施のために必要と市長が認めるもの

(あいサポーター養成研修の実施)

第7条 あいサポーター養成研修は、あいサポーター養成研修の受講を希望する者の申込み又は市長が企画するところにより、実施する。

2 あいサポーター養成研修の受講を希望する者は、市長に申込みを行うものとする。

(あいサポーター養成研修の内容)

第8条 あいサポーター養成研修の内容は、原則として次に掲げる事項を含むものとする。ただし、研修の内容は必要に応じ、その一部を変更することができるものとする。

- (1) あいサポート運動に関する説明
- (2) 障害の特性、障害のある者への必要な配慮等に関する説明
- (3) 意識のバリアフリー行動に関する説明

2 研修受講料は無料とする。

(あいサポートバッジの交付)

第9条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、あいサポートバッジを交付する。

- (1) あいサポーター養成研修を受講した者
- (2) 障害理解に関する研修に参加して、あいサポート運動等に関する説明を受けた者

(あいサポートストラップの交付)

第10条 市長は、あいサポーター養成研修に準ずる研修を受講した児童・生徒に対し、あいサポートストラップを交付する。

(あいサポーター養成研修に係る啓発冊子等)

第11条 市長は、あいサポーター養成研修を受講する者に対し、障害理解に関する啓発冊子等(以下、「啓発冊子等」という。)を交付することができる。

(あいサポーターの役割)

第12条 あいサポーターは、次に掲げる事項に努めるものとする。

- (1) 啓発冊子等を使用し、障害の特性、障害のある者への必要な配慮等を理解すること。
- (2) 障害のある者が困っているときに、「ちょっとした手助け」を行う等、意識のバリアフリー行動を実践すること。
- (3) あいサポートバッジを着用し、障害のある者が気軽に手助けを求められるように配慮すること。

と。

(4) 事業を周知すること。

(あいサポート企業等の要件)

第 13 条 あいサポート企業等は、社員又は構成員（以下「社員等」という。）が広くあいサポーター養成研修を受講するよう取り組むとともに、次の各号に掲げる取組みのいずれかに努める企業又は団体でなければならない。

- (1) 社員等を対象としたあいサポートバッジの着用の推奨
- (2) 社員等への啓発冊子等の配布及びその内容の周知
- (3) 事務所、店舗、社用車等へのあいサポートステッカー又は事業に関するチラシ等の掲示
- (4) 当該企業等が作成する広報物、ホームページ等における、事業に関する当該企業等の取組状況の掲載
- (5) 当該企業等が作成する機関誌等における、社員等の障害者に対する取組みの紹介
- (6) 障害者就労施設等からの物品・役務の調達
- (7) 前各号に掲げるもののほか、当該企業等において、事業の理念の普及促進が図られると認められる独自の取組みの実施

2 前項の規定に関わらず、次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、あいサポート企業等の認定の対象外とする。

- (1) 申請する企業等が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に定める暴力団であるとき。
- (2) 申請する企業等の活動が法令等に違反するもの、公序良俗に違反するものその他社会的な信頼性を損なう恐れのあるものであるとき。
- (3) その他市長が不相当と認めるとき。

3 第 1 項の企業等は、次のいずれかを一の単位とする。

- (1) 当該企業等の全部又は一部の事業所をまとめたもの
- (2) 当該企業等の各事業所

(あいサポート企業等の認定)

第 14 条 あいサポート企業等の認定は、前条第 1 項に規定する企業等が前条第 3 項に規定する単位ごとに受託者にあいサポート企業等認定申請書（様式第 1 号）を提出することにより、市長に申請するものとする。

2 市長は、あいサポート企業等の認定を行ったときは、申請者に対し、認定証及びあいサポートステッカーを交付するとともに、その旨を事業のホームページ等により公表するものとする。

3 前項の認定証には、次に掲げる項目を含めるものとする。

- (1) 企業等の名称、所在地
- (2) 認定日
- (3) 認定番号

(あいサポート企業等の変更の届出)

第 15 条 あいサポート企業等は、申請内容に変更が生じた場合であって、認定の要件に影響を及ぼす場合は、あいサポート企業等認定変更届出書（様式第 2 号）により、市長へ届け出なければ

ならない。

(あいサポート企業等の取組状況の報告)

第 16 条 あいサポート企業等は、当該企業等のあいサポート事業に関する取組状況について、定期的に市長に報告するよう努めるものとする。

2 市長は、前項の報告を受けた場合は、必要に応じて公表する。

(認定の辞退)

第 17 条 あいサポート企業等は、あいサポート企業等の認定を辞退しようとするときは、認定証を添付の上、その旨を市長へ届け出なければならない。

(認定の取消し)

第 18 条 市長は、あいサポート企業等の状況について定期的な把握に努め、あいサポート企業等が第 13 条第 1 項に規定する要件を欠くと認める場合及び第 13 条第 2 項各号に該当すると認める場合は、あいサポート企業等の認定を取り消すことができる。

2 前項の規定によりあいサポート企業等の認定を取り消された企業等は、認定証を返還しなければならない。

(ステップアップ研修)

第 19 条 市長は、あいサポーターの障害理解を深め、更なる意識のバリアフリー行動の実践に向けて、ステップアップ研修を実施する。

2 研修内容は、できるだけ障害当事者を講師とし、体験活動等を交えた実践的な研修となるように企画するものとする。

(広報啓発事業)

第 20 条 市長は、あいサポーター及びあいサポート企業等で希望する者に対し、事業に関連する情報等について、情報提供を行う。

2 市長は、事業を広く市民に周知するため、広報活動を実施する。

(雑則)

第 21 条 この要綱に定めるもののほか、事業の推進に関し必要な事項は別に定める。

附 則

1 この要綱は、令和 6 年 10 月 1 日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、第 19 条の規定は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

2 第 2 条ただし書の規定による法人その他の団体への委託に必要な手続その他の行為は、施行日前においても行うことができる。

あいサポート企業等認定申請書

令和 年 月 日

名古屋市長 様

「ナゴヤあいサポート事業」の趣旨に賛同し、あいサポート企業（団体）の認定を申請します。

（ふりがな） 名 称		
住 所	〒	
（ふりがな） 代表者職氏名		
代表者生年月日		
事 業 内 容 （業種等）		
従業員等数	人	
担当者職氏名		
連 絡 先	（ 電 話 ）	
	（ファクシミリ）	
	（Eメールアドレス）	
取 組 内 容	取り組む内容に○印をつけてください。	
	<input type="checkbox"/>	1 社員等を対象とした「あいサポーター養成研修」の実施
	<input type="checkbox"/>	2 社員等を対象とした「あいサポートバッジ」の着用推奨
	<input type="checkbox"/>	3 社員等への啓発冊子等の配布及びその内容の周知
	<input type="checkbox"/>	4 事業所、店舗、社用車等へのあいサポートステッカー又はチラシの掲示
	<input type="checkbox"/>	5 広報物、HP等での「ナゴヤあいサポート事業」の取組状況の掲載
	<input type="checkbox"/>	6 機関誌等での、社員等の障害者に対する取組みの紹介
	<input type="checkbox"/>	7 障害者就労施設等からの物品・役務の調達
	<input type="checkbox"/>	8 上記1～7を除く各企業・団体の独自の取組で、ナゴヤあいサポート事業の理念の普及促進が図られると認められるもの。 〔具体的な取組内容〕
物 品 申 込	取組を行うのに必要な物品	
	品 名	希望数量
	あいサポートステッカー	枚
	チラシ（A4版）	枚
※物品については無料です。		

※ 参考資料があれば、添付してください。

あいサポート企業等認定変更届出書

令和 年 月 日

名古屋市長 様

申請者  
名称  
所在地  
代表者職・氏名  
(担当者職・氏名)  
(担当者電話番号)

あいサポート企業（団体）に変更がありましたので、下記のとおり届け出ます。

記

- 1 認定番号
- 2 認定日
- 3 変更内容

変 更 前	変 更 後